

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年九月十三日奈良県指令建第一〇四―五九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年一月二十日建第九五六七号
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年一月二十日建第五五七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市西辻一一一番一及び一一二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市雲梯町八七〇番地の三

阪上建材土木 代表 阪上好明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市西辻一一一番一及び一一二番一の各一部
下水道 葛城市西辻一二番一の一部